

2019年度 政策研究大学院大学
公共工事入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	2020年1月23日（木） 14：30～16：00 政策研究大学院大学 3階 3B会議室	
委員	委員長 青山 伸一（公認会計士） 委員 小澤 一雅（大学教授） 委員 松原 健一（弁護士）	
審議対象期間	2018年4月1日～2019年3月31日	
抽出案件（合計）	3件	<p>（備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、入札監視委員会設置要項の説明を行った後、当該要項に基づき、互選により青山委員を委員長に選出した。 ・事務局より、今回入札監視委員会を初めて設置した理由（これまでは、文部科学省に設置された入札監視委員会を活用）の説明を行った。 ・事務局より、契約事務取扱規程の説明を行った。 ・事務局より抽出案件の概要について、説明を行った。その後、委員が審議を行い、委員からの質問等に対して、事務局が回答を行った。
工事（小計）	3件	
一般競争入札 （政府調達に関する協定対象工事）	0件	
一般競争入札 （上記工事を除く）	2件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務（小計）	0件	
簡易公募型プロポーザル（拡大）	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

質 問	回 答
<p>抽出案件の審議について 1. 政策研究大学院大学プロジェクト研究室改修工事（一般競争入札）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公告方法の妥当性（周知手続きとして十分なものか）についてご教示いただきたい。 ・ 予定価格設定の妥当性についてご教示いただきたい。 ・ 仕様内容の特定について充分（曖昧であるため念のため高額の入札額になる懸念はないか）であったかご教示いただきたい。 ・ 競争参加資格の確認について、契約事務取扱規程第4条第2号に列挙している項目に該当する者は、一般競争入札に参加させないことができると規程されているが、全ての項目の該当状況を確認しているのかご教示いただきたい。また、その確認方法について、ご教示いただきたい。 ・ 競争参加資格等審査委員会はどのように運営しているのかご教示いただきたい。 ・ 設計は学内でやっているのかご教示いただきたい。 ・ 本件工事について、1社入札となった要因について、心当たりがあればご教示いただきたい。 ・ また、入札説明書を交付した業者は何社あったのかご教示いただきたい。 ・ 貴学で2018年度に実施した全ての一般競争入札案件のうち、1社入札となった案件が何件あるのか、ご教示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件工事については、文部科学省の入札情報を収集するシステムに登録し、そこから公告を行っているため、周知手続きとして、十分なものと考えている（他の入札案件についても同様の手続で公告している）。 ・ 予定価格は、本学において、設計見積書を作成した上、設定した。また、予定価格の客観性を確保するために、参考見積を複数社（建築工事部分：2社、電気工事部分：2社）徴取し、予定価格が妥当であることを確認した。 ・ 設計図書に、扉、間仕切り、電気設備等の規格・型番を明示し、仕様内容を特定したため、高額入札になる懸念はなかった。 ・ 入札公告に明示している競争参加資格については、文部科学省から随時共有されている有資格業者の指名停止情報や過去の同種工事の実績等により確認を行っている。なお、現時点においては、それ以上の本学独自の調査は行っていない。 ・ 競争参加資格の確認を行った資料を決裁に添付し、持ち回りで大学運営局長まで説明を行っている。 ・ 本件工事については、学内の技術担当官（建築士）が設計を行った。なお、工事内容によっては、設計事務所に設計を依頼することもある。 ・ 本件工事の工期が夏季休暇期間中（8/20～9/28）であり、他大学も学生が比較的少ない同期間に工事発注をしているため、業者の繁忙期と重なったことが、1社入札となった要因であると考えている。 ・ 入札説明書を交付した業者は、入札に参加した1社だけであった。 ・ 2018年度は、6件の一般競争入札を実施し、そのうち3件が1社入札となった。

質 問	回 答
<p>2. 政策研究大学院大学照明機器設備改修工事 (一般競争入札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格設定の妥当性についてご教示いただきたい。 ・ 貴学が作成した設計見積と業者の参考見積を比較した際に、どちらを予定価格として採用するかご教示いただきたい。 ・ 参考見積を取った業者は、入札に参加したのかご教示いただきたい。 ・ 仕様内容の特定について充分（曖昧であるため念のため高額の入札額になる懸念はないか）であったかご教示いただきたい。 ・ 本件事案で実施した低入札価格調査について、調査のポイントをご教示いただきたい。 ・ 最低基準価格の算出方法についてご教示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格は、本学において、設計見積書を作成した上、設定した。 また、予定価格の客観性を確保するために、メーカーに対して定価の調査を行うとともに、1社から参考見積を徴取し、予定価格が妥当であることを確認した。 ・ 価格が安い方を予定価格として採用している。 ・ 当該業者は、入札に参加した。 ・ 設計図書に、照明器具の型番を明示し、仕様内容を特定したため、高額入札になる懸念はなかった。 ・ 本件工事の履行可能性の可否を判断するため、材料の仕入れの状況、施工上の工夫、同種工事の実績、財務状況等をヒアリング及び書面で調査した。 ・ 文部科学省の通達に基づき、予定価格の内訳（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）毎に一定の掛け率を乗じて、それらを合算して算出している。
<p>3. 政策研究大学院大学エレベーター改修工事 (随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約であっても契約事務取扱規程第21条に基づき予定価格は設定しているのかご教示いただきたい。 ・ 参考見積価格の妥当性を検証するために、材料部分のみ他社から見積を徴取する等の確認を行ったのかご教示いただきたい。 ・ 予定価格と業者が契約時に提出した見積価格は同額であったのかご教示いただきたい。 ・ 本件工事については、事務取扱規程第22条(1)に基づき、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能であると認められる場合に該当するため、見積書は1社のみから徴収したという理解でよろしいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件工事は、エレベータ工事の特殊性から業務内容が特化しており、予定価格を本学において算出することができなかつたため、あらかじめ応札のあった業者から徴取した参考見積価格を予定価格に設定した。 ・ エレベータ工事については、安全性を確保する観点（例えば、カゴとレールの製造元が別々のメーカーの場合に事故が発生した際の責任の所在が不明確となってしまう）から他社が同一の材料を製造することができないため、他社から見積を徴取することはできなかった。 ・ 予定価格と業者の見積価格は同額であった。 ・ ご認識のとおりである。

委員からの講評について

1. 政策研究大学院大学プロジェクト研究室改修工事

・1社応札をなるべく解消し、多くの業者が入札に参加できるよう、公告方法の拡大（業界新聞への発注予定の掲載等）を今後検討することが望ましい。

2. 政策研究大学院大学照明機器設備改修工事

・本工事では、落札者の入札価格が最低基準価格を下回ったため、低入札価格調査を実施しているが、最低基準価格を下回れば、その時点で次順位者が落札者となるため、最低基準価格という標記は望ましくない。今後は、「調査基準価格」と標記すべきである。

・本件工事については、貴学における低入札価格調査のルールがないため、文部科学省発注工事請負等契約規則を準用し、調査を実施しているが、今後は、対外的に説明ができるように貴学における当該調査のルールを策定することが望ましい。

3. 政策研究大学院大学エレベーター改修工事

・エレベーター工事の場合は難しいようであるが、随意契約であっても他社から材料費部分のみでも見積を徴取する等、予定価格の妥当性の検証に努めていただきたい。

4. 全体

・2018年度の工事案件については、入札・契約の過程及び内容の透明性及び公正性が確保できていることを確認した。今後は、事務局担当者の異動も踏まえ、本委員会の運営要領を定めることが望ましい。